2　権利制限規定の改正

㈠　私的使用の目的で行う録音及び録画以外の複製のうち、著作権（第二八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。一の2の㈠において同じ。）を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（軽微なものを除く。一の2の㈠において同じ。）（特定侵害複製）を、特定侵害複製であることを知りながら行うもの（著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）に、複製権が及ぶこととするとともに、有償で公衆に提供され、又は提示されている著作物に係る著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（有償著作物特定侵害複製）を、有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行う行為（著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）を継続的に又は反復して行った者について罰則を科すこととした。（第三〇条第一項第四号及び第二項、第一一九条第三項第二号及び第五項関係）

㈡　写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（複製伝達行為）を行うに当たって、その対象とする事物又は音に付随して対象となる事物又は音に係る著作物で軽微な構成部分となるもの（付随対象著作物）は、正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴って利用することができることとした。また、当該利用がされた付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る複製伝達行為により作成され、又は伝達されるものの利用に伴って利用することができることとした。（第三〇条の二関係）

㈢　著作物は、品種や特定農林水産物等に関する審査等の手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができることとした。（第四二条関係）

3　利用権の対抗力に係る規定の整備

利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができることとした。（第六三条の二関係）

4　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等についての規定の整備

㈠　送信元識別符号等の提供により侵害著作物等の他人による利用を容易にする行為（侵害著作物等利用容易化）であって、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等又は主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等（侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等）において行う行為等を、当該行為等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、当該行為を行った者について罰則を科すこととした。（第一一三条第二項～第四項及び第一二〇条の二第三号関係）

㈡　侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行った者等について罰則を科すこととした。（第一一九条第二項第四号及び第五号関係）

5　書類提出命令に係る手続の拡充

㈠　裁判所は、著作権等の侵害に係る訴訟において、侵害行為を立証する等のために必要な書類に該当するかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、当該書類の所持者にその提示をさせることができることとした。（第一一四条の三第二項関係）

㈡　裁判所は、書類提出命令に係る手続において、提示された書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員に対し、当該書類を開示することができることとした。（第一一四条の三第四項関係）

二　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正関係

1　プログラム登録がされた著作物の著作権者等は、文化庁長官に対し、自らが保有する記録媒体に記録された著作物がプログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができることとした。（第四条関係）

2　指定登録機関がプログラム登録を行う場合において、国又は独立行政法人は、プログラム登録の手数料を納付しなければならないこととした。（第二六条関係）

三　施行期日等

1　国及び地方公共団体は、特定侵害複製を特定侵害複製であることを知りながら行って著作権を侵害する行為（特定侵害行為）の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じるとともに、未成年者に対する特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならないこととした。（附則第二条関係）

2　関係事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（附則第三条関係）

3　一の2の㈠並びに一の4の㈠及び㈡に係る罰則の運用に当たっては、インターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととした。（附則第四条及び第五条関係）

4　政府は、この法律の施行後一年を目途として、一の2の㈠の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第六条関係）

5　政府は、著作権等を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第七条関係）

6　この法律は、令和三年一月一日から施行することとした。ただし、一の2の㈡及び㈢並びに一の3及び4については令和二年一〇月一日から、二の1については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（法律第四九号）（経済産業省）

一　電気事業法の一部改正関係

1　一般送配電事業者による事故の備え及び事故時の措置等

一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するために必要な対策を講じておかなければならないこととし、事故により電気の供給に支障が生じている場合には、その支障を除去するために必要な修理等の措置を速やかに行わなければならないこととした。（第二六条の二関係）

2　広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の業務

推進機関の業務に災害等による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金の交付、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定による供給促進交付金等の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管理を行う業務を追加し、同法の規定による入札を実施することができることとした。（第二八条の四〇関係）

3　広域系統整備計画

推進機関は、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路等の電気工作物の整備及び更新に関する計画を策定しなければならないこととした。（第二八条の四七関係）

4　災害時連携計画

一般送配電事業者は、共同して、災害等による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画を作成しなければならないこととした。（第三三条の二第一項関係）

5　情報提供の求め

経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命等に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又はその発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者に対し、関係行政機関等に対して必要な情報を提供することを求めることができることとした。（第三四条第一項関係）